

選定要領

(明石市保健システム構築・運用業務委託)

1 選定方法について

適正な参加申請のあった者（以下「参加者」という。）について、選定委員会において、「提案書」、「見積書（本業務の見積費用）」及び「提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）」等の内容を以下のとおり審査し、受託予定者を選定する。

2 審査概要

(1) 一次審査

審査対象となる以下の書類について、一次審査の審査員（4名）が「一次審査採点表（審査基準）」をもとに採点する。

- ・企画提案書（別紙「企画提案書作成要領」参照）
- ・公共性（施策反映）評価提出書（別紙「公共性（施策反映）評価について」参照）
- ・参考見積書
- ・参考業務費内訳書

なお、一次審査の基準点を以下のとおり定め、基準点未満の者については、失格とする。

【基準点】

審査基準「2. 企画提案書・機能要件」の合計点数：3,010点（審査員の平均点）

(2) 二次審査

一次審査における基準点を満たした者を対象に、企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施し、二次審査の審査員（4名）が「二次審査採点表（審査基準）」をもとに採点する。

- ・プレゼンテーション審査

説明時間40分、質疑応答20分

(3) 選定

全審査員の採点結果を集計したものを得点とし、最高得点者を受託予定者として選定する。

最高得点者が複数ある場合は、内容点の高い者を受託予定者とし、それでも受託予定者が決定しない場合は、くじにより受託予定者を選定する。

3 審査基準概要

評価の考え方は以下のとおり。

- ① 本業務を理解しており、事業に対する基本的な考え方
- ② 業務要件・システム要件充足度
- ③ データ移行の効率性・正確性及びリスクの低減が図れる具体的な方策
- ④ スケジュール・体制・要員の妥当性
- ⑤ 運用保守段階における運用保守の充足度、システムとしての保守性
- ⑥ 構築時における効率性・正確性及びリスクの低減が図れる具体的な方策
- ⑦ 付加価値提案があり、本市にとって有益であるか

4 一次審査

審査対象の各書類の記載事項を基に、以下の評価を行う。

(1) 企画提案書

調達仕様書に記載されている各項目について、本市で具体的に実施する内容について記載されているか評価する。

- (2) 企画提案書 追加提案
本事業にあたり、追加提案を実施する事項について評価する。参考見積価格内で実施する内容を重視する。実現性を優先して評価する。
- (3) スケジュール
実施スケジュールについて、具体的に記載されているか評価する。各業務システムに関連する項目が示されているか評価する。
- (4) 機能要件一覧
各機能要件について、対応内容を評価する。
- (5) 各提出書類
会社概要、業務実績、実施体制等の各提出書類について評価する。
- (6) 公共性評価
各項目について、対応内容を評価する。
- (7) 価格点
参考見積価格と積算根拠について評価する。

5 二次審査

企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を実施する。企画提案書の内容、説明、質疑応答について評価する。

- (1) 全体的な企画提案の評価
 - ・本事業の目的（システム構成の最適化、TCO削減、業務効率化、住民サービス向上、的確なプロジェクト推進など）に合致したシステム全体のコンセプトやシステム構成を提案しているか
 - ・事業全体の理解度や取り組み姿勢が本市の考え方に合致しているか
 - ・業務実績が十分に存在し、安心して業務を委託できる事業者か
 - ・具体的なシステム機能、運用保守等に求める要件について、本市要件を十分に理解し、その対応可否と実現性について提案しているか
- (2) 重点評価事項
 - ・構築時における構築体制の信頼性及び運用保守体制への引継ぎの妥当性は十分か
 - ・「明石市共通管理系システム活用方針」への適用性は十分か
 - ・データ移行及びデータ連携の安全性、正確性及び信頼性は十分か
 - ・システム稼働後において、システム障害等が発生した場合の対応内容は十分か
 - ・提案された構築スケジュールが的確か
- (3) 追加提案、その他
 - ・本市に対する有益な追加提案がなされているか
 - ・プレゼンテーションにおける質疑に対する事業者回答は、本市の要望を理解し合理性・納得性があるものか

6 選定結果の通知

- ・2021年2月19日（金）（予定）に明石市ホームページに公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。
- ・選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。

以上